

新型インフルエンザ情報

山口県・光市からのお知らせ

新型インフルエンザの医療に関する変更について

7月17日から、次のように変更になりました。

医療機関の受診の仕方

発熱、せき、のどの痛みなどインフルエンザを疑わせる症状がある人は、原則として、一般の医療機関（かかりつけ医がある人は、かかりつけ医）を受診してください。

一般の医療機関を受診した場合、医療機関によっては、診療対応がでない場合もあります。受診をしようとする医療機関に、受診の前に、あらかじめインフルエンザを疑わせる症状があることを電話で連絡し、受診時間、受診場所などを問い合わせてください。また、受診の際はマスクの着用をお願いします。

かかりつけ医がない、または受診する医療機関が分からないなど、受

診に関する点がある場合は、左記の新型インフルエンザ相談窓口にご相談ください。
注意 従来、各保健所から紹介していた「発熱外来」は、現在、休止しています。

療養の方法

原則として自宅で療養してもらいます。ただし、症状が重い人は、医師の診断により、入院治療となる場合があります。

新型インフルエンザの相談窓口

山口県周南健康福祉センター
☎0834(33)6423
山口県健康福祉部健康増進課
☎083(933)2956

相談受付時間
平日8時30分～17時15分

相談内容

- ・この医療機関を受診したらよいか分からない
- ・自宅療養中の不安
- ・新型インフルエンザの予防方法などについて

注意 「発熱相談センター」は現在休止しています。

県民の皆さんへのお願い

県民の皆さんは、次のことに気を付けてください。
引き続き、最新の情報に基づいて、冷静な対応をお願いします。

今回の新型インフルエンザは、季

節性のインフルエンザに近い症状であり、タミフルなどの治療薬も有効ですので、引き続き冷静に対応してください。

手洗いやうがい、咳エチケットなど、日頃からインフルエンザの感染予防を行ってください。

光市からのお知らせ ― 新型インフルエンザ 相談窓口の変更について ―

この度の県の変更に伴い、光市の新型インフルエンザ相談窓口を左記のとおり変更しました。

光市健康増進課
(あいぱーく光)
☎0833(74)3007

相談受付時間
平日8時30分～17時15分

